

【イメージ】

木造3階建て学校施設に係る手引（案）

～一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物～

平成28年 月



はじめに

木材利用の促進

- 木材利用促進の意義
-
-

学校施設における木材利用

- 学校施設における木材利用の意義
-
-

手引の位置付け・使い方等

- 手引作成の趣旨など
- 手引の使い方
-

1. 建物規模等

木造3階建て校舎等の規模等

- 木造3階建て校舎等の概要など記載……………
- 1時間準耐火構造の木造3階建て学校施設(以下「木造3階建て校舎等」という。)……………
- ……………

木造3階建て校舎のイラストなど

※学校設置者等を対象とした手引
(専門知識を有しない方でも理解し易い手引)

トピック

建築基準法以外で注意すべき規定等
・幼稚園設置基準
・幼保連携型認定こども園の学級の編
制、職員、設備及び運営に関する基準
など

……………
……………
……………
……………

写真

イラスト等

2. 地域

木造3階建て校舎等の建てられる地域

● 法文、解説文、コメントなど記載

●

●

木造建築のすすめ(一般社団法人木を活かす建築推進協議会)より引用

防火地域内の制限(法61条)

防火地域では、2階建以下で延べ面積が100m²以内のものであれば準耐火建築物の木造とすることができますが、それ以外は耐火建築物としなければなりません。

準防火地域内の制限(法62条)

準防火地域では、2階建以下で延べ面積が500m²以下のものであれば、耐火・準耐火建築物以外の木造とすることができます。

また、耐火・準耐火建築物以外の木造建築物であっても延べ面積が500m²以下であれば、一定の防火措置を行うことにより3階建てとすることができます。(令136条の2)

木造準耐火建築物であれば、3階建以下で、延べ面積が1,500m²以下のものが建てられます。



22条区域の制限(法22条)

22条区域では屋根不燃と外壁の延焼のおそれのある部分を準防火性能とすること等が求められます。

- 防火地域** 都市機能が集中している地域で、都市の中心市街地や幹線道路沿いの商業・業務地区など
- 準防火地域** 防火地域の周辺の商業地域や業務地区および居住地区など
- 22条区域** 防火・準防火地域以外の市街地の区域など

トピック

.....

.....

.....

.....

.....

写真

イラスト等

3. 敷地と建物

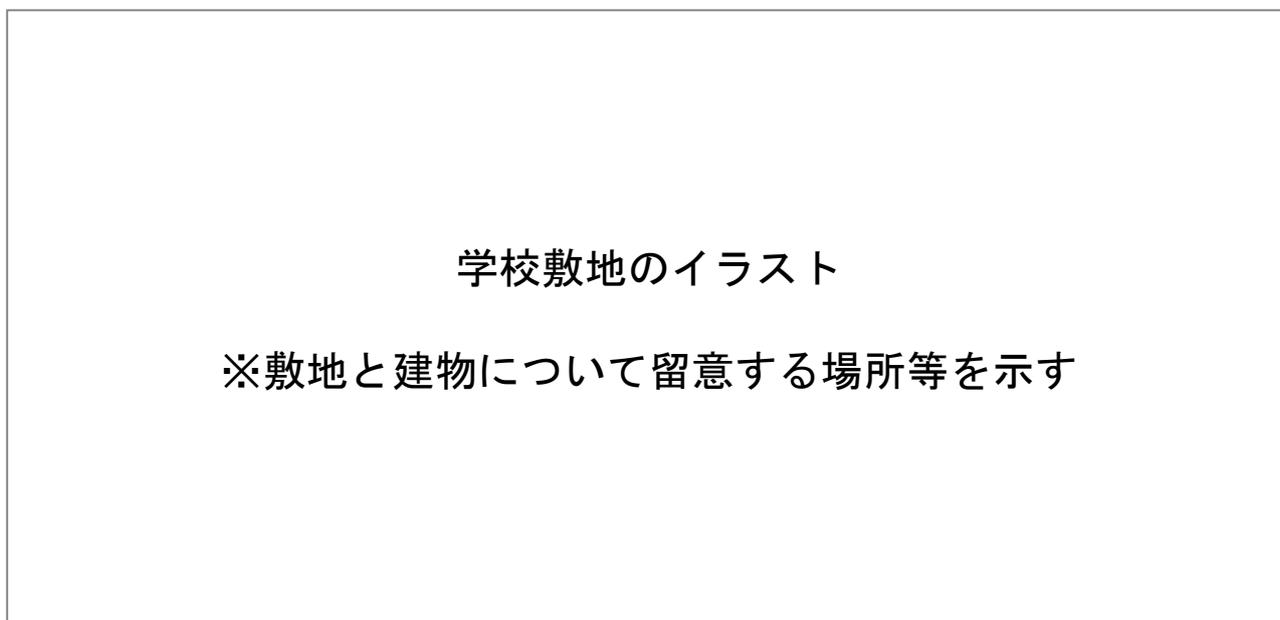
木造3階建て校舎等を建てられる敷地

●法文、解釈文、コメントなど記載

-
-

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

.....



トピック

.....
.....
.....
.....
.....



4. 主要構造部

木造3階建て校舎等の柱・梁等の仕様等

●法文、解釈文、コメントなど記載

-
-

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

1時間準耐火構造の柱・梁等のイラスト

※主要構造部の仕様について留意する事項を示す

トピック

柱・梁等に関する仕様や納まりなど詳細な部分について説明

-
-
-
-
-

写真

イラスト等

5. 屋根・外壁等

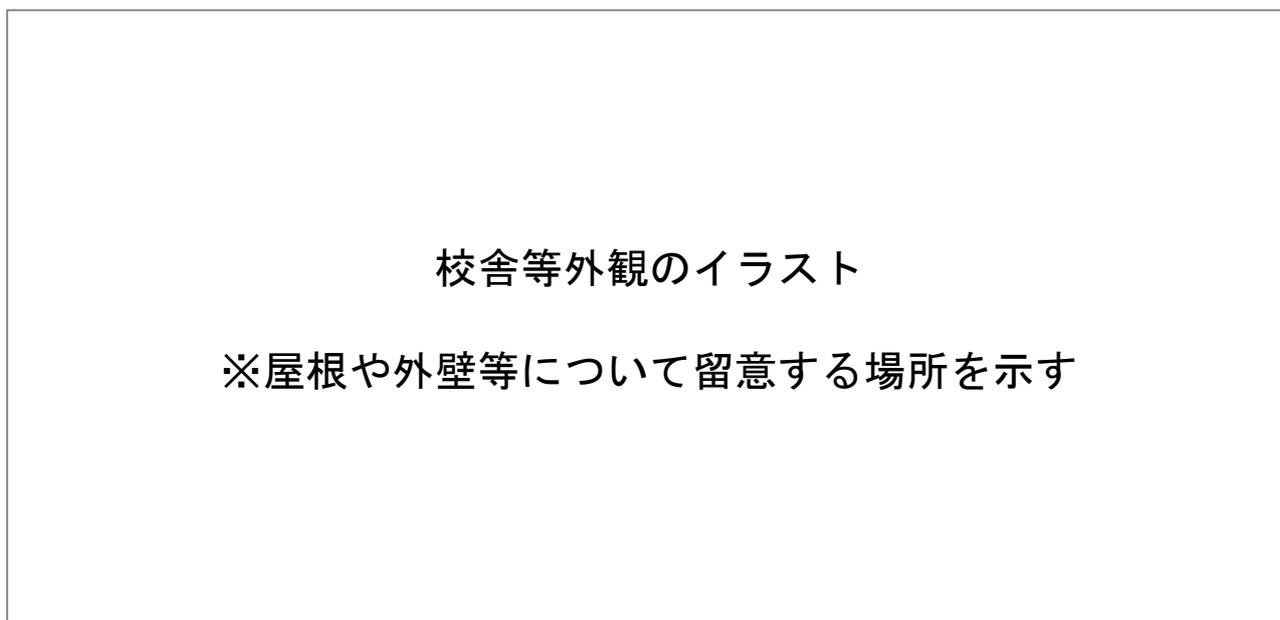
木造3階建て校舎等の屋根・外壁等の制限等

●法文、解釈文、コメントなど記載

-
-

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

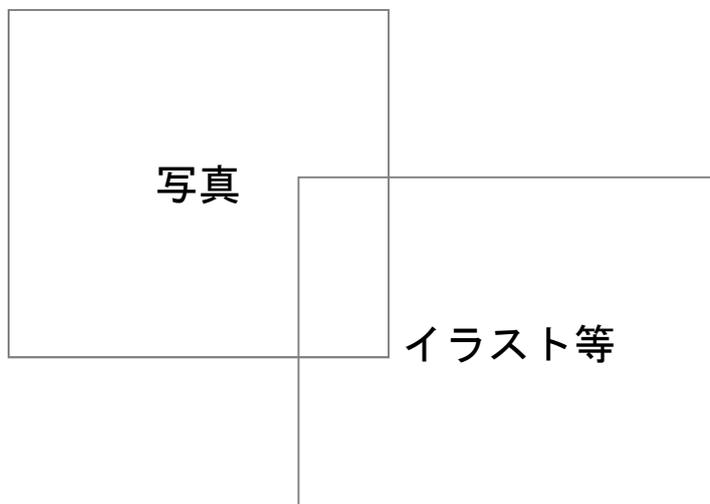
.....



トピック

屋根・外壁等に関する仕様や納まりなど詳細な部分について説明

.....



6. 床・内壁・天井等

木造3階建て校舎等の床・内壁・天井等の制限等

●法文、解釈文、コメントなど記載

●

●

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

.....

.....

校舎等の内観（教室）のイラスト

※床・壁・天井等の内装について留意する場所を示す

トピック

床・壁・天井等、造作物等に関する仕様や納まりなど詳細な部分について説明

.....

.....

.....

.....

.....

写真

イラスト等

7. 防火壁（戸）・開口部等

木造3階建て校舎等の防火壁（戸）・開口部等の制限等

●法文、解釈文、コメントなど記載

●

●

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

校舎等の防火壁等を設ける部分のイラスト

※防火区画等や仕上について留意する場所を示す

トピック

防火等に関する仕様や納まりなど詳細な部分について説明

.....

.....

.....

.....

.....

写真

イラスト等

8. 階段・エレベーター等

木造3階建て校舎等の階段・エレベーター等の制限等

●法文、解釈文、コメントなど記載

●

●

■検討のための設計で得られた知見、留意事項等を記載

.....

.....

校舎等の階段室、エレベーター等部分のイラスト

※縦穴区画等や仕上について留意する場所を示す

トピック

縦穴区画等に関する仕様や納まりなど詳細な部分について説明

.....

.....

.....

.....

.....

写真

イラスト等

9. 大規模木造校舎等

3,000㎡を超える校舎等の区画部分の制限等

●法文、解釈文、コメントなど記載

●

●

■留意事項等を記載

留意点等のイラスト

トピック

.....

.....

.....

.....

.....

写真

イラスト等

9. 参考資料

木造3階建て学校施設等に係る手引作成検討会

検討のための設計に関する情報等

